



国際希少野生動植物種流通管理対策費

平成30年度予算（案）
38百万円（36百万円）

事業目的・概要等

事業概要

- ・ワシントン条約の科学当局としての責務を担うための条約関連情報の収集、NDF判断のためのデータの収集等
- ・特定国際種事業者への立入検査
- ・種の保存法改正の周知（象牙キャンペーンを含む）
- ・種の保存法に基づく既登録象牙全形牙の流通状況追跡調査
- ・象牙全形牙の年代測定に係る科学的証明調査
- ・種の保存法の登録電子システムの運用

期待される効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行するとともに、改正種の保存法を適切に運用することで、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

イメージ

② 監視、指導、普及広報

- * 事業者への立入検査
- * 法改正の周知（象牙キャンペーンを含む）
- * 既登録象牙全形牙の流通状況追跡調査
- * 象牙全形牙の年代測定に係る科学的証明調査 等



* : 法改正、附帯決議への対応
○ : H30年度限り

③ 登録制度の執行管理

- ・法改正に対応した登録DBシステムの運用 等

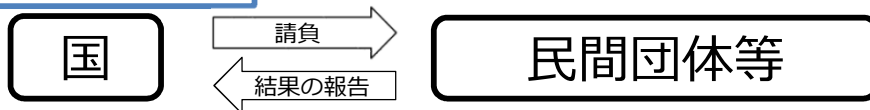


背景・目的

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の科学当局としての責務を担うため、必要な科学的知見の集積及び関係機関への情報の提供を行う。

平成29年に改正した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」では、国際希少野生動植物種の流通管理の施策を拡充する。国際希少野生動植物の個体識別や登録票の更新制度等を導入することとしており、また、象牙の更なる管理強化等を旨とする附帯決議に対応するため、制度改正の周知（象牙キャンペーンを含む）、既登録象牙全形牙の流通状況追跡調査を行う。

事業スキーム

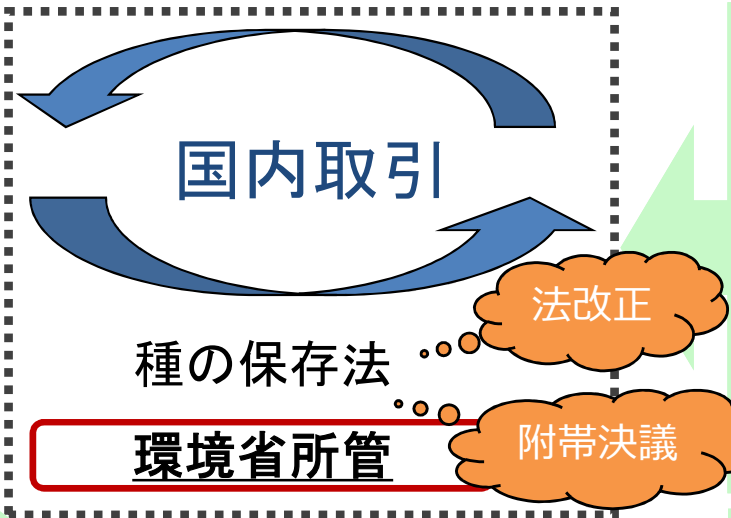


国外 | 国内



©JWRC

管理当局
経済産業省
(財務省:税関)



① 陸生動物に関する科学的助言

- ・種の存続を脅かさないかの評価（NDF）
- ・輸出規制をした種の国内生息状況調査の実施 等

科学当局：
環境省